

議案第3号

木津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び木津川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

木津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年木津川市条例第34号）及び木津川市職員の育児休業等に関する条例（平成19年木津川市条例第35号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年2月25日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）」が令和7年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び木津川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

（木津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第1条 木津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年木津川市条例第34号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）
第9条（略）	第9条（略）
2 任命権者は、 <u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、その子を養育するために</u> 請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。 <u>次項において同じ。</u> ）をさせてはならない。	2 任命権者は、 <u>3歳に満たない子のある</u> 職員がその子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。 <u>以下同じ。</u> ）をさせてはならない。
3（略）	3（略）
4 <u>前3項</u> の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者	4 <u>第1項及び前項</u> の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障

を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者でその子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態としてその子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、その子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、その子を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)
(介護休暇)

がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者でその子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態としてその子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、その子を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、その子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 (略)
(介護休暇)

第16条 介護休暇は、職員が要介護者

(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第16条の3第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6か月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の3 任命権者は、職員が配偶者

等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)
その他の事項を知らせるとともに、介護

第16条 介護休暇は、職員が要介護者

(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6か月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

両立支援制度等の申告、請求又は申出
(次条において「請求等」という。)に
係る当該職員の意向を確認するための面
談その他の措置を講じなければならな
い。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員
が40歳に達した日の属する年度(4月
1日から翌年の3月31日までをいう。)
において、前項に規定する事項を知らせ
なければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の4 任命権者は、介護両立支援
制度等の請求等が円滑に行われるように
するため、次に掲げる措置を講じなけれ
ばならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度
等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相
談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係
る勤務環境の整備に関する措置

(木津川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 木津川市職員の育児休業等に関する条例(平成19年木津川市条例第35号)
の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
-----	-----

<p>(部分休業の承認)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を越えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号) <u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を越えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を越えない範囲内で) 行うものとする。</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を越えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号) <u>第61条第32項</u>において読み替えて準用する同条 <u>第29項</u>の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を越えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を越えない範囲内で) 行うものとする。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の木津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条第2項

の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために
行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めると
ころにより、当該請求を行うことができる。